



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会社名 オカモト株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 良幸
(コード番号 5122 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 田中 祐司
(TEL. 03-3817-4121)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 122 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、単元株式数の変更及び株式併合の実施にともない、それらの効力発生日をもちまして、当社定款の一部を変更いたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一すること目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に維持することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日現在の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株主数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	101,996,837株
併合により減少する株式数	81,597,470株
併合後の発行済株式総数	20,399,367株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	400,000,000株
変更後の発行可能株式総数	80,000,000株

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	6,330名（100.0%）	101,996,837株（100.0%）
5株未満所有株主	294名（4.6%）	421株（0.0%）
5株以上所有株主	6,036名（95.4%）	101,996,416株（100.0%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の294名（所有株式数の合計421株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴い、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の規定に基づき、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は、変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400,000,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>80,000,000 株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 日程

平成 30 年 5 月 10 日	取締役会決議日
平成 30 年 6 月 28 日	定時株主総会開催
平成 30 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更の効力発生日
平成 30 年 10 月 1 日 (予定)	株式併合の効力発生日
平成 30 年 10 月 1 日 (予定)	定款一部変更の効力発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 30 年 9 月 26 日となります。

以 上

【添付書類】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数を変更するものです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたします。あわせて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案し、株式併合(5株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4. 株式併合によって保有株式が減少しますが、資産価値への影響はないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので株式市況の変動などの要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、併合後の株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 5. 受け取る配当金への影響はありますか。

A 5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合(5株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生日前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	1,000株	10個	なし
例②	1,033株	1個	206株	2個	0.6株
例③	109株	0個	21株	0個	0.8株
例④	2株	0個	0株	0個	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例2、例3、例4のような場合）は、すべて端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式相当分の処分代金）は、平成30年12月下旬にお送りすることを予定しております。効力発生前のご所有株式が4株以下の場合（上記の例4の場合）は、この4株以下の株式については端数株式として処分させていただくこととなります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7. 端数株式を生じさせないようにする方法はありますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られてない場合は、後記の当社特別口座の口座管理機構（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

Q8. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

A8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社特別口座の口座管理機構（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

Q9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A9. 特に必要な手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以 上